

議員提案第24号

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年3月19日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

永井 武弘

藤田 隆

玉木 良平

木村 文祐

渡辺 仁

大泉 弘

青柳 正司

下坂 忠彦

室橋 春季

小泉 伸之

目崎 良治

小山 哲夫

渡辺 和光

佐藤 誠

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新潟市議会議員の」を「新潟市議会議員（以下「議員」という。）の市政に関する」に改め、「会派」の次に「及び議員」を加える。

第2条中「議会における所属議員が1人の場合を含む。」を削り、「いう。）」の次に「並びに次条第1項の規定により3万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の会派は、2人以上の所属議員をもって構成することを要する。

第3条第1項中「政務調査費の交付額は」を「会派に対して交付する政務調査費の月額額は、15万円又は3万円の額のうちから各会派が選択した額に」に、「会派の」を「当該会派の」に改め、「に月額15万円」を削り、同条第5項中「10日」を「15日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「会派」の次に「及び交付対象議員」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第1項に規定する議員（基準日において辞職し、失職し、除名し、又は死亡した議員を除く。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する政務調査費の月額は、12万円とする。

第5条の見出しを「（会派の解散等）」に改め、同条中「会派は」を「会派又は交付対象議員は」に、「解散した」を「解散し、又は交付対象議員でなくなった」に、「解散の」を「会派を解散し、又は交付対象議員でなくなった」に改める。

第6条及び第7条中「会派」の次に「及び交付対象議員」を加える。

第8条の見出しを「（経理責任者等）」に改め、同条第1項中「会派は」の次に「、政務調査費の経理を明確に行うため」を加え、「定め、議長に届け出なければ」を「置かなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務調査費の経理を明確に行わなければならない。

第9条第1項中「は、別記様式」を「及び交付対象議員は、会派にあっては別記様式第1号に、交付対象議員にあっては別記様式第2号」に改め、同条第3項中「又は議会」を

削り、「場合」の次に「又は交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合」を加え、「は、解散の」を「又は当該交付対象議員であった者は、当該解散の日又は当該交付対象議員でなくなった」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 議会の解散があった場合は、第2項の規定にかかわらず、会派の経理責任者であった者及び交付対象議員であった者は、当該解散の日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

第10条中「受けた会派」の次に「又は交付対象議員」を、「当該会派」の次に「又は当該交付対象議員」を加える。

第11条の見出し中「保存」の次に「及び閲覧」を加え、同条に次の3項を加える。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の閲覧の実施に当たっては、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）の規定に準じて公開又は非公開の取扱いをするものとする。

4 前2項に定めるもののほか、収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

別記様式中「政務調査費の交付に関する条例」を「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例」に改め、同様式を別記様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号（第9条関係）

年 月 日

新潟市議会議長 様

会派名

議員名

印

年度政務調査費収支報告書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例第9条に基づき、

年度政務調査費収支報告書を提出します。

1 収 入

（単位 円）

	金 額	備 考
政 務 調 査 費		

2 支 出

（単位 円）

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
その他の経費		
合 計		

3 残 額

_____円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第 1 1 条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 1 9 年 5 月 2 日以後に交付された政務調査費について適用する。